

市・県民税と所得税などの申告は 2月16日(木)～3月15日(水)に

問課税課市民税係(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

平成29年度 申告相談日程・会場

市・県民税と所得税の申告は、平成29年度の市・県民税の計算や、平成28年中の所得税の精算をするための大切な手続きです。給与所得者でも、その他の所得がある人や各種控除を受けようとする人は申告を行う必要があります。

対象 平成28年中(平成28年1月1日～12月31日)の所得

	市・県民税の申告	所得税及び復興特別所得税の申告
申告が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ■営業や農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却、個人年金、報酬などの所得がある人で、所得税が掛からない人 ■給与所得者(サラリーマンなど)で、給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されない人 ■医療費控除や障害者控除などの控除を受けようとする人 <p>※所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税の申告書を提出したと見なされるので、改めて市・県民税の申告をする必要はありません</p> <p>※申告が必要な所得を申告しなかった場合、年度の途中から税額が掛かったり、増税になったりする可能性があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■所得の合計額が所得控除の合計額を超える人で、次のいずれかに当てはまる人 <ul style="list-style-type: none"> ・商業・工業・医業・農業などを営んでいる ・地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある ■給与所得者(サラリーマンなど)で、次のいずれかに当てはまる人 <ul style="list-style-type: none"> ・給与などの収入金額が2,000万円を超える ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える ・2カ所以上から給与を受けている ■所得税の還付を受けようとする人
会場	会場と申告相談日は、地域によって異なります。6ページの申告相談日程表を確認ください。	津山税務署 ※期間中の土・日曜日・祝日は休み ※所得税の還付申告も受け付けています
問	課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015	津山税務署(田町) ☎22-3147

申告に必要なもの

- 印鑑
 - 個人番号カード(マイナンバーカード)、または、個人番号(マイナンバー)が確認できる書類と身分証明書
 - 収入と経費が分かる資料**
 - 給与所得または年金所得のある人…給与、公的年金の源泉徴収票
 - 事業所得(営業、農業など)や不動産所得がある人…収入金額と必要経費をまとめたもの
 - その他所得(一時所得、雑所得(個人年金、報酬など)、配当所得など)がある人…その支払調書など
 - 各種控除を受けるための資料**
 - 医療費控除…支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの
 - 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
 - 寄附金控除…領収書、証明書
 - 障害者控除…障害者手帳などの証明書
- ※事業所得(営業、農業など)がある人や医療費控除を受ける人は、必ず事前に領収書などを整理、計算して会場へお越しください

今年から申告に必要なもの

- 平成29年度市・県民税申告と平成28年分所得税確定申告には、個人番号の記載と提示が必要になります。本人確認書類として、下記の①～③のいずれかを持参ください。
- ①個人番号カード(マイナンバーカード)
 - ②個人番号通知カードと運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書
 - ③個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書
- ※詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください

混雑を避けるため、できるだけ地区ごとの日程・会場でお越しください。 ※本庁では、期間中すべての日曜日に申告相談を受け付けます

	津山地区・市内全域		勝北地区・加茂地区・阿波地区		久米地区	
	【受付時間】 午前9:00～午後4:00	【受付時間】 午前9:00～午後4:00	【受付時間】 午前9:00～午後4:00	【受付時間】 午前9:00～午後4:00	【受付時間】 午前9:00～午後4:00	【受付時間】 午前9:00～午後4:00
	対象	会場	対象	会場	対象	会場
2月16日(木)	城東・城南・中央	市役所2階 大会議室	大吉・大岩	勝北保健 福祉センター	坪井下	久米支所 会議室
17日(金)	鶴城・城北・城西 (小田中を除く)		市場・奥津川		中北上・坪井上	
18日(土)	休		休		休	
19日(日)	<市内全域>		休		休	
20日(月)	志戸部・勝部・ 粉保	市役所2階 大会議室	西中・西下	勝北保健 福祉センター	宮部上・宮部下	久米支所 会議室
21日(火)	紫保井・大田・ 沼・弥生町		新野東・西上		中北下・神代	
22日(水)	川崎・野介代・ 福岡	市役所2階 大会議室	新野山形	勝北保健 福祉センター	南方中・一色	久米支所 会議室
23日(木)	北園町・山北		上村・中村・上野田		久米川南	
24日(金)	総社・小原	市役所2階 大会議室	安井・坂上	勝北保健 福祉センター	領家・宮尾	久米支所 会議室
25日(土)	休		休		休	
26日(日)	<市内全域>		休		休	
27日(月)	二宮・院庄	市役所2階 大会議室	日本原・杉宮・ 原・下野田	勝北保健 福祉センター	戸脇・桑下	久米支所 会議室
28日(火)	小田中・上河原		上加茂地区		八社・福田下・ 桑上	
3月1日(水)	高倉・河辺	市役所2階 大会議室	新加茂地区	加茂町公民館	里公文・里公文上	久米支所 会議室
2日(木)	佐良山・福南		西加茂地区		油木上・油木下・ 油木北	
3日(金)	一宮・高田	市役所2階 大会議室	東加茂地区	加茂町公民館		
4日(土)	休		休			
5日(日)	<市内全域>		<加茂地区全域>			
6日(月)	林田・田邑	市役所2階 大会議室	<加茂地区全域>	加茂町公民館		
7日(火)	神庭・成名・高野・ 滝尾・広野・大崎		<加茂地区全域>			
8日(水)	<市内全域>	市役所2階 大会議室	<阿波全域>	阿波出張所 会議室		
9日(木)	<市内全域>		<阿波全域>			
10日(金)	<市内全域>	市役所2階 大会議室	休			
11日(土)	休		休			
12日(日)	<市内全域>	市役所2階 大会議室	休			
13日(月)	<市内全域>		休			
14日(火)	<市内全域>	市役所2階 大会議室	休			
15日(水)	<市内全域>		休			

申告をする人へのお願い

- 申告期間中は、会場が大変混雑します。混雑を解消するために、次の人は、税務署での申告をお願いします。
- ◆青色申告をする人
 - ◆雑損控除を申告する人
 - ◆株式譲渡所得・配当所得・先物取引所得がある人、損失の繰り越しをする人
 - ◆土地・建物の譲渡所得のある人
 - ◆住宅ローン控除を初めて申告する人

インターネットを利用して確定申告書を作ることができます

国税庁のホームページから、インターネット上で確定申告書を作ることができます。ぜひ、一度やってみませんか。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>
電子申告(e-Tax) ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>